

全国健康関係主管課長会議資料

平成 2 7 年 3 月 1 1 日 (水)

於：中央合同庁舎第 5 号館 低層棟講堂

厚 生 労 働 省 健 康 局
水 道 課

目 次

1. 水道施策の推進について

(1) 平成27年度水道関係予算(案)等について	1
(2) 東日本大震災からの復旧・復興	3
(3) 新水道ビジョンの取組について	5
(4) 地方分権改革における水道事業等の認可権限移譲	7
(5) アセットマネジメントの推進について	7
(6) 水道施設の耐震化等の推進	8
(7) 水道事業認可・事業評価等について	10
(8) 鉛製給水管の適切な対策について	12
(9) 水循環基本法・水循環基本計画について	12

2. 水道計画指導について

(1) 水道の広域化について	13
(2) 水道の官民連携について	13
(3) 水道事業者等への指導監督について	14
(4) 水道の国際展開への取組(水ビジネスの推進)	14

3. 水道水質管理を巡る最近の状況について

(1) 水道水質基準等の見直し	17
(2) 水質事故・健康危機管理	17
(3) 耐塩素性病原生物対策の充実	19
(4) 水質管理の徹底	19
(5) 貯水槽水道について	21

1. 水道施策の推進について

(1) 平成 27 年度水道関係予算（案）等について

水道は災害時においても安定した給水を確保することが求められるライフラインであるが、全国の基幹的な水道管の耐震適合率は平成 25 年度末で 34.8%と依然として低い状況にある。

また、全国の水道施設は高度経済成長時代の 1970 年代に集中整備され、更新時期を迎えつつあり、今後、老朽化した施設の更新需要が急増することが見込まれており、水道施設の耐震化・老朽化対策を推進することが喫緊の課題となっている。このため、災害時でも安全で良質な水道水を供給し、将来にわたり持続可能かつ強靱な水道を構築するため、平成 27 年度予算案では水道施設の耐震化・老朽化対策等を推進するために経費を計上している。

① 水道施設整備関係予算

水道施設の整備に関する平成 27 年度予算案については、他府省計上分を含め平成 26 年度予算額の 255 億円に比べ、50 億円増額の 305 億円(119.6%)を計上している。

また、地方公共団体等が実施する水道施設及び保健衛生施設等の耐震化等を推進するため、平成 26 年度補正予算において新たに生活基盤施設耐震化等交付金を創設、215 億円を計上し、平成 27 年度予算案の 50 億円と合わせて 265 億円を計上している。

平成 26 年度補正予算と平成 27 年度予算案を合わせた施設整備費の総額では 555 億円となるが、補正予算の規模が大きかった平成 26 年度の予算に比べて減額となっており、水道施設整備関係予算は、例年以上に厳しい状況である。

これを踏まえ、平成 27 年度の国庫補助要望額について、現実的な執行見込みを踏まえたものとなるよう精査いただいたところであるが、今後とも、計画的に事業が実施されるよう、各水道事業体とのより一層の連携をお願いする。

これらのほか、東日本大震災などの災害復旧費に 168 億円、指導監督事務費などに 1 億円を計上している。なお、東日本大震災の災害復旧費については、各自治体の復興計画で、平成 27 年度に予定されている施設の復旧に必要な経費について財政支援を行うため、復興庁に 165 億円を一括計上している。

○生活基盤施設耐震化等交付金

新たに創設した生活基盤施設耐震化等交付金の制度については、水道施設及び保健衛生施設等の耐震化や水道事業の広域化に関する施設整備を支援する観点から、都道府県が取りまとめた事業計画に基づき、厚生労働省から都道府県に交付金を交付し、更にその交付金を都道府県が地域の実情に応じて各事業者に配分することとなる。

水道施設等の耐震化や水道事業の広域化を推進し、持続可能かつ強靱な水道の構築を実現するために、今後、都道府県の果たす役割が大きくなることから、本交付金制度の取扱いについて、ご理解とご協力をお願いしたい。

○平成 27 年度予算案の概要

(単位：百万円)

区 分	平成 26 年度 予 算 額 A	平成 27 年度 予 算 案 B	対 前 年 度 増 △ 減 額 B-A	対前年度 比 率 (%) B/A
水道施設整備費	(86,821) 40,730	(72,516) 47,305	6,575	116.1
簡 易 水 道	(27,465) 13,853	(16,155) 14,155	302	102.2
上 水 道	(43,590) 11,513	(12,701) 11,201	Δ 312	97.3
指導監督事務費等	(91) 91	(100) 100	9	109.9
災 害 復 旧 費	(752) 350	(561) 350	0	100.0
耐震化等交付金	0	(26,500) 5,000	5,000	—
東日本大震災	(14,923) 14,923	(16,498) 16,498	1,575	110.6
水道施設整備費 ※災害復旧費（東日本含む）を除いた場合	(71,146) 25,457	(55,457) 30,457	5,000	119.6

注1)：厚生労働省、内閣府（沖縄）、国土交通省（北海道、離島・奄美、水資源機構）、復興庁計上分の総計。

注2)：平成26年度予算額欄の上段（ ）書きは、平成25年度補正予算額を含む。

注3)：平成27年度予算案欄の上段（ ）書きは、平成26年度補正予算案を含む。

注4)：百万円単位未満を四捨五入しているため、合計額は一致しない。

なお、例年お願いしているが、公共事業については経済対策という側面からも早期の契約締結が求められており、補助事業の上半期内の契約締結について特段のご配慮をお願いしたい。

② 非公共予算関係

- ・官民連携等基盤強化支援事業費（0百万円 → 12百万円）

人口減少や職員数の減少など、厳しい社会環境の下で健全な水道事業を継続するためには、民間の技術・人材の活用が重要であることから、水道事業における官民連携の導入に向けた課題を解決し官民連携方策導入の促進を図る(事業期間：平成 27 年度～28 年度)。

- ・重要給水施設水道管路強靱化事業費（0 百万円 → 7 百万円）

災害時に重要な拠点となる基幹病院や診療所、大規模な緊急避難所などの重要給水施設に水道水を供給する管路の耐震化、断水した場合の優先的復旧に係る対応についてガイドラインを作成し、各水道事業体における耐震化計画に反映することにより、重要給水施設のソフト・ハード両面で強靱化を図る（事業期間：平成 27 年度～28 年度）。

③ エネルギー対策特別会計

- ・上水道システムにおける再エネ・省エネ等導入促進事業（環境省計上）

＜低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援事業（73 億円）の内数＞

水道施設の更新等において、インバータ等省エネ型の設備や末端配水圧力の適正化設備、未利用圧力を活用した小水力発電設備等の導入を支援し、水道施設における省エネ・再エネ導入を促進する。水道システムの省エネ対策等に新たな発想をお持ちの方は、水道課までご相談されたい。

- ・水道施設への小水力発電の導入ポテンシャル調査事業（2.8 億円、環境省計上）

水道施設で有効利用されずに失われている未利用エネルギー（小水力）について調査を行い、小水力発電の導入候補地の有望箇所を抽出・整理することにより、今後の省エネルギー対策の効率的な導入支援につなげ、一層の二酸化炭素排出削減を実現する。なお、本事業では、水道施設に関するアンケート調査等を予定しており、水道事業者の皆様には本調査へのご協力をお願いしたい。

(2) 東日本大震災からの復旧・復興

①水道の被災状況

水道施設については、総断水戸数 257 万戸に及ぶ大きな被害を受けたが、津波の被災地域や東京電力福島第一原発の事故による避難指示区域を除いて復旧はほぼ完了した。現在、高台移転などの新たなまちづくりとともに水道の復興が進展している中で、こうした地域の水道の復興を支援するため、引き続き復興予算の迅速な執行に努めていく。

②水道施設の復旧・復興

国の東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧事業は、従来の災害復旧費補助金交付要綱とは別に、「東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費補助金交付要綱」を制定し、補助率の嵩上げ等の特例措置を定めて平成 23 年度から実施している「通常査定」と、沿岸部の水道施設等に係る災害復旧事業に対し、災害査定方法の特例を定めて平成 24 年度から平成 25 年度にかけて実施した「特例査定」の 2 種類の災害査定により実施しているところである。今年度の実施状況としては、平成 27 年 2 月末現

在、福島県の 2 事業者から申請があり、2 件の災害査定（通常査定）を実施している。なお、これら 2 件の査定後の調査額は、約 3 百万円となっている。

これまでに特例査定を実施した事業者のうち、まちづくり計画等が確定し、水道の復旧方法が確定した水道事業者においては、復旧工事に着手するため、厚生労働省と協議の上、保留解除の手続きが必要となる。保留解除の状況については、平成 24 年度に 14 件（14.2 億円）、平成 25 年度に 45 件（98 億円）の解除を行っているが、平成 26 年度においては 2 月 10 日時点で 55 件（142.7 億円）の解除を行っており、保留解除の状況からも災害復旧事業が進展している状況であることがわかる。しかし、復旧事業全体としては、全体復旧額（復興計画未定事業の調査額を含む）に対して 30%に満たない保留解除の状況であり、復旧事業の加速化も必要となっている。今後も保留解除の手続きを速やかに行い、国庫補助金を円滑に執行し、迅速かつ計画的な復興を図るためには、関係する県行政部局との連携が不可欠であることから、引き続きご支援・ご協力をお願いする。

また、被災地の中には十分な職員数を確保できない事業者もあることから、そのような事業者を支援するため「東日本大震災水道復興支援連絡協議会」を設置し、関係者による支援の枠組みを構築している。協議会は、有識者、被災・支援水道事業者、県、（公社）日本水道協会ほか関係機関、厚生労働省で構成され、被災地の状況・課題等について情報共有、意見交換し、被災事業者が求めている支援ニーズを把握するとともに、被災事業者の求めに応じて個別に支援する事業者をマッチングしている。こうした人的支援においては、支援事業者から被災事業者への職員の派遣により、被災事業体における水道復興計画の立案や災害査定国庫補助事務等の業務に従事していただいており、復興の原動力として多大な貢献を頂いている。関係者の方々には引き続きのご協力をお願いする。

③浄水発生土の放射性物質汚染への対応等

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、水道関係では水道水のほか、浄水発生土からも放射性物質が検出された。「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」が平成 24 年 1 月 1 日から全面施行され、浄水発生土の処分等についてはこの特別措置法に従い、国（環境省）が指定廃棄物（8 千 Bq/kg を超える浄水発生土を含む）の処理を実施することになっている。なお、国が処理を行うもの以外は、排出者である水道事業者が処理を行うことになるが、放射性物質を含む浄水発生土の処分や保管、モニタリングなど原子力災害に伴い新たに生じた追加的費用は、後述の原子力損害賠償制度で東京電力が賠償することとなっている。

平成 25 年 3 月 13 日付け健康局長通知「放射性物質が検出された浄水発生土の園芸用土又はグラウンド土への有効利用に関する考え方について」にて、園芸用土（浄水場出口時点 400Bq/kg 以下）、グラウンド土（浄水場出口時点 200Bq/kg 以下）への再利用の安全性評価を行い、自粛していただいていた再利用を可能としており、最近では園芸用土とグラウンド土の合計で月 2 千トン程度の再利用が行われている。このように、水道事業者のご努力により、最近では発生量以上の量が最終処分及び再利用さ

れており、保管量としては平成 26 年 7 月頃から減少傾向で推移している状況となっている。関係者の方々には引き続き、放射性物質が検出された浄水発生土の適切な取扱いがなされるようお願いしたい。

また、東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故に伴う放射性物質により被った損害に対する賠償については、平成 26 年 10 月 23 日付け事務連絡「平成 27 年度以降の原子力損害に関する東京電力株式会社の賠償の考え方について」にて、東京電力より示された平成 27 年度以降分の損害賠償請求の協議における基本的考え方を周知したところである。平成 26 年度分の損害賠償の受付開始時期については、今年度末に東京電力から案内が行われる見通しである。なお、東京電力の示す基準に合意出来ない場合は原子力損害賠償紛争解決センターに申し立てることも可能であり、賠償に関する課題の情報共有が重要であることから、水道事業体より東京電力との賠償交渉に関する相談があった場合には厚生労働省水道課への情報提供をお願いする。

(3) 新水道ビジョンの取組について

① 新水道ビジョンについて

我が国の水道は、東日本大震災による大規模災害を教訓とした危機管理のあり方や施設の老朽化など諸問題への対応、安全な水道水を供給するうえでの技術的、財政的困難に直面しており、加えて、人口減少による料金収入の減少、将来の水道施設のあり方、技術者の不足など、様々な問題が深刻化している状況となっている。こうした状況を背景に、平成 25 年 3 月に「新水道ビジョン」を策定した。

新水道ビジョンには、関係者が共有できる基本理念を「地域とともに、信頼を未来につなぐ日本の水道」とし、50 年、100 年先を見据えた水道の理想像の具現化を示す視点で、水道事業の外部環境や内部環境の変化を踏まえ、「安全」「強靱」「持続」の観点から、関係者の「挑戦」と「連携」の姿勢を推進要素とする様々な方策と役割分担を明示している。

新水道ビジョンを推進するため、水道関係機関との実施方策の共有と効率的な取組推進のための枠組みとして「新水道ビジョン推進協議会」を設置して、関係者間の密接な連携を推進している。平成27年1月19日に第4回推進協議会を開催し、国及び各団体から各種方策の推進状況の報告を行い、最後に新水道ビジョンに示された各種方策の今後の進め方について参加者で議論を行った。

また、都道府県及び水道事業者の参加による地域の先進事例共有と課題解決を議論するための「新水道ビジョン推進に関する地域懇談会」を全国各地で開催しており、平成25年11月に第1回懇談会を北海道・東北地区で開催し、現在まで九州・沖縄地区、中国・四国地区、関西地区、中部地区、関東地区の6地区で開催したところ。懇談会では、各地域における先進的な取組を実施している水道事業体に発表を行っていただき、その後発表テーマ毎に分かれて懇談会参加者によるフリーディスカッションを実施し、活発な議論が行われた。

平成27年度以降もこれらの取組を通じて新水道ビジョンの推進と浸透を図る予定で

ある。

今後の水道における各種方策の推進に当たっては、各都道府県や水道事業者において、将来世代の持続可能な水道事業の運営を図るため、新しい効果的施策を推進していくことが必要となるので、これらの新水道ビジョン推進に関する理解と協力をお願いするとともに、地域の水道事業等へのきめ細かい指導と助言をお願いしたい。

② 水道事業ビジョン・都道府県水道ビジョンの策定状況

各水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）においては、水道が直面する様々な課題に適切に対処していくため、自らの事業を取り巻く環境を総合的に分析した上で、経営戦略を策定し、それを計画的に実行していくことが求められるとともに、給水区域の住民に対して事業の安定性や持続性を示していく責任がある。このため、平成 17 年 10 月の水道課長通知により、水道の将来像や当面の具体的な取組を示す「地域水道ビジョン」の作成を推奨してきたところである。

人口減少社会の到来や東日本大震災の経験など、水道を取り巻く環境の大きな変化への対応や新水道ビジョンの考え方を踏まえ、平成 26 年 3 月に発出した水道課長通知において、従来の「地域水道ビジョン」を「水道事業ビジョン」とし、改めてその積極的な作成をお願いしている。

平成 27 年 2 月 1 日現在、水道事業ビジョンは、上水道事業で 886 事業（800 プラン）、水道用水供給事業で 70 事業（53 プラン）が策定されている。また、その策定割合は、上水道事業で 63%、水道用水供給事業で 74%となっている。

全体として、都道府県知事認可の事業体において、策定が遅れている状況にある。このため、各都道府県におかれては、自らのビジョンを未だ策定していない水道事業者等においては、できる限り早期の策定が、また、既に策定済みの水道事業者等においては、現状との乖離がある場合や新水道ビジョンを踏まえて見直しが必要な場合等必要に応じて自らのビジョンの改定が行われるよう、指導・助言をお願いしたい。なお、水道事業ビジョンの策定・改定の際には、「水道事業ビジョン作成の手引き（平成 26 年 3 月）」を参考にするとともに、同手引きにおいて、課題解決のための基本的な取組として、アセットマネジメントの実施並びに水安全計画及び耐震化計画の策定を必須事項としており、これらの取組により、水道事業における体制強化を図るよう努められたい。

一方、各都道府県に対しては、地域の水道が抱える諸課題の解決を図るため、将来の水道のあり方を示す「水道整備基本構想」の作成を推奨してきたところであるが、平成 20 年 7 月及び平成 26 年 3 月の水道課長通知により、従来の「水道整備基本構想」に地域水道ビジョンの記載項目を追加して「都道府県水道ビジョン」として位置付けられる内容に見直し、その積極的な作成をお願いしている。

都道府県水道ビジョンの策定にあたっては、都道府県全域の水道について、広域的な観点から中長期展望に立ち、事業間連携、水道事業の統合などを念頭に置きつつ、都道府県単位での持続可能な水道のあり方を示すとともに、管内水道事業者等に対し、安全で強靱な水道の持続に向かって施策誘導が図れる内容とするよう要請している。

また、その施策推進にあたっては、リーダーシップを発揮し、管内水道事業者等を牽引するよう期待している。

平成 27 年 2 月 1 日現在、都道府県水道ビジョンの策定状況は、10 プラン（北海道、岩手県、秋田県、福島県、埼玉県、大阪府、奈良県、広島県、長崎県、沖縄県）となっている。

自らのビジョンを未だ策定していない都道府県においては、できる限り早期の策定を、また、既に策定済みの都道府県においても、必要に応じて見直し再検討を行うようお願いする。なお、都道府県水道ビジョンの策定・改定の際には、「都道府県水道ビジョン作成の手引き（平成 26 年 3 月）」を参考にされたい。

地域水道ビジョンの策定状況については水道課ホームページで公表しているので、今後、地域水道ビジョンを策定・改定する際には参考とされたい。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/topics/chiiki.html>

(4) 地方分権改革における水道事業等の認可権限移譲

「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成 26 年 4 月 30 日地方分権改革推進本部決定）に基づき、提案募集方式による地方分権改革に関する提案の検討・整理が提案募集検討専門部会（以下、「専門部会」という。）において行われた。

水道事業に関しては、都道府県がイニシアティブをとって広域化等を推進するため、水道事業の認可に関する国の権限を都道府県へ移譲する提案が複数自治体から寄せられ、専門部会において対応方針を検討し、平成 27 年 1 月 30 日に対応方針を閣議決定した。

対応方針では、水道事業の広域化、施設の計画的更新・耐震化、水質管理の強化といった重要施策を推進するための計画を策定した上で、人員・組織を十分に整える都道府県であって、当該事務・権限の移譲を希望するものに対し、都道府県内で水利調整が完結する水道事業等（都道府県が経営主体であるものを除く。）を対象に移譲することとなった。また、都道府県内で水利調整が完結しない水道用水供給事業から受水する水道事業については、当該水道用水供給事業との事業統合を行うことを上記計画に盛り込んだ場合には移譲対象とすることとしている。

今後有識者等の意見も聞きつつ、計画への記載事項及び人員・組織の体制等、委譲の具体的な条件について検討して行く予定であるので、ご留意いただきたい。

(5) アセットマネジメントの推進について

水道施設は、高度成長期以降に整備した施設が更新時期を迎えるなど、施設の老朽化が進行しており、その対策が急務となっている。水道施設の代表的な施設である管路についてみると、平成 25 年度末の管路経年化率（管路総延長に対して法定耐用年数 40 年を超過した管路の割合）は 10.5%となっており、年々上昇している。また管路の更新率（管路総延長に対してその年で更新された管路延長の割合）は 0.79%であり、全ての管路を更新するのに約 130 年を要するものとなっている。

このように水道施設の老朽化が進行し施設の更新に要する費用が今後増大するなか、

人口減少や節水型社会の醸成により料金収入の減少に伴う投資額の減少が予想されており、必要な投資量を見極めつつそのための財源を確保することが必要となっている。

このため、中長期的財政収支見通しに基づいて施設の更新、耐震化等を計画的に実行し、持続可能な水道を実現していくためには、各水道事業者等において、長期的な視点に立ち水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営するアセットマネジメントの実践が必要不可欠である。このことを踏まえ、厚生労働省では、全国の水道事業者等において長期的な視点に立った計画的な施設更新・資金確保に関する取組が促進されるよう、「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」（以下「手引き」という。）を平成 21 年 7 月に公表した。

平成 25 年度に実施した運営状況調査の結果によると、調査対象となった 1,486 事業者のうち、767 事業者がアセットマネジメントを実施中又は実施済みであり、事業規模が大きくなるほど、実施割合が増加する傾向にあるものの、全体では調査対象範囲の約 52%となる一方、計画給水人口 5 万人未満の事業者については、約 36%にとどまっている。

中小の事業体においては、手引きの内容に沿って、すぐにアセットマネジメントを実践するには困難な面もあると考えられることから、平成 25 年 6 月にアセットマネジメント実践のための簡易支援ツールを全ての水道事業者等へ周知・配布を行った。

耐震化対策の推進及び財源の裏付けを有する中長期的な更新計画の策定推進の両面から、貴管内水道事業者及び水道用水事業者に対し、手引き、簡易支援ツールを活用したアセットマネジメント実施に係る指導、助言をお願いする。

また、既にアセットマネジメントを実施した事業体に対しても精度の向上に取り組むとともに、今後の事業実施にあたってはアセットマネジメントの結果の活用を図るよう指導、助言をお願いする。

(6) 水道施設の耐震化等の推進

東日本大震災では、水道施設も甚大な被害を受けたが、耐震性の高い管路や施設にはほとんど被害がなく、改めて耐震化の重要性が認識された。厚生労働省としても引き続き耐震化等に対して支援策を講じるとともに、水道事業者等にその積極的な推進をお願いしている。

① 水道施設の耐震化の計画的実施

厚生労働省では平成 20 年に水道施設の技術的基準を定める省令を改正し、水道事業者が備えるべき耐震性能を明確化したほか、水道事業者に対し、「水道の耐震化計画等策定指針」（平成 20 年 3 月厚生労働省水道課）等を参考に耐震化計画を策定すること、並びに「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」（平成 21 年 7 月厚生労働省水道課）を活用し、耐震化対策の推進及び財源の裏付けとなる中長期的な更新計画を策定することをお願いしている。

また、新水道ビジョンでは、自らの給水区域内の重要な給水拠点（病院、避難所な

ど)を設定し、当該拠点への供給管路、配水池、浄水場の耐震化を完了させることを当面の目標としている。「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づく「国土強靱化基本計画（平成 26 年 6 月閣議決定）」及び「国土強靱化アクションプラン 2014」において、水道に関しては、基幹管路における耐震適合率の向上（平成 34 年度末に 50%以上）を数値目標としている。これらの目標を踏まえ、優先的に実施すべき施設の耐震化が早期に完了するよう、計画的に実施していただきたい。

また、水道事業者における基幹管路の耐震化が推進されるよう、厚生労働省においても、東日本大震災における管路被害分析を行い、水道管路の耐震性について「管路の耐震化に関する検討報告書」として取りまとめ、平成 26 年 6 月に公表しているので、水道事業者への助言、指導に活用願いたい。

② 全国の基幹施設、管路の耐震化状況（平成 25 年度末）

水道施設の耐震化状況を調査した結果、平成 25 年度末（平成 26 年 3 月末）現在、水道施設のうち基幹的な施設である浄水場の耐震化率は 22.1%、配水池は 47.1 となっている。また、基幹的な水道管路の耐震適合性のある管の割合は 34.8%であり、昨年度からわずか 1.3 ポイントの上昇にとどまっており、地震への備えが進んでいるとはいえない状況にある。さらに都道府県別の耐震適合率を比べると、最も高い神奈川県は 62.5%に対し、最も低い長崎県では 21.8%と地域間、水道事業者間で大きな開きがあり、遅れている地域の底上げが必要な状況といえる。これらの結果は資料に添付したほか、厚生労働省ホームページにおいて公表されているので適宜参照されたい。

なお、平成 23 年 10 月 3 日に公布、施行された「水道法施行規則の一部を改正する省令」において、規則第 17 条の 2 に定める水道事業者が水道の需要者に対して情報提供を行う事項に、水道施設の耐震性能及び耐震性の向上に関する取組等の状況に関する事項を追加し、年 1 回以上定期に実施することとしているので、水道事業者等において適切に実施されるよう周知、指導等の対応をお願いする。

③ 水道耐震化推進プロジェクト

水道施設や管路の更新・耐震化を進めていくには、水道を取り巻く多様な関係者に水道耐震化の重要性・必要性を理解してもらうことが重要である。水道界全体が連携して戦略的・効果的な広報活動を行うことを目的として、平成 24 年 11 月、厚生労働省水道課、(公社)日本水道協会、(一社)日本水道工業団体連合会などの水道関係団体で「水道耐震化推進プロジェクト」を設立した。

平成 26 年度は、平成 25 年度に実施した静岡県をモデルとした耐震化 PR キャンペーンによる広報効果の検証活動に引き続き、座間市と坂戸、鶴ヶ島水道企業団と連携し、住民への情報発信の取り組みとして、それぞれの水道事業の現状や耐震化の必要性について PR キャンペーンを行った。今後、キャンペーンの実施を通じて得られた成果や使用した素材を活用し、全国的に拡大していきたいと考えているので、都道府

県内の水道事業者に対する周知をお願いするとともに、特に、耐震化の進んでいない水道事業者に対しては、都道府県からも積極的に働きかけを行って頂き、水道事業者における耐震化の推進に資する情報発信等への活用を促進されたい。また、同プロジェクトでは、水道事業体の PR を支援するための「水道耐震化ポータルサイト」の開設も行っているので、併せて周知頂くとともに、都道府県行政部局においても、地域一丸となった取組を検討するなど、貴管内の水道事業者等との連携・協力を行い、耐震化推進に係る積極的な活動をお願いしたい。

④ 水害等への対応

近年、気温や降雨等の気象状況が短期間に大きく変動する傾向が見られ、集中豪雨や台風による洪水等により大きな被害を受けることが多くなっている。昨年 7～9 月の梅雨及び台風等による集中豪雨においては、兵庫県、高知県、北海道等における水害及び河川の濁度上昇や、長野県や広島市等における土砂災害により、合計で約 55,000 戸が断水する被害が発生した。水害等の対策は、初動体制、バックアップの確保など、地震対策と共通部分も多く、「水道の耐震化計画等策定指針」でも対策項目を記載しているので、参考にするとともに、今一度、危機管理マニュアル等の応急給水、応急復旧体制や連携を再確認し、都道府県内の水道事業に対する指導をお願いしたい。

(7) 水道事業認可・事業評価等について

① 事業（変更）認可等に係る留意事項について

近年の水需要は、給水人口の減少により給水量が低下傾向にあり、施設規模を縮小させる事業計画を検討する必要が生じている。水道事業計画は、従前の拡張、増量を目的とした施設整備から、適正規模での施設の再構築による更新や耐震化を含めた強靱な水道整備のあり方を盛り込んだ内容へと転換していく時期にある。

そのため、都道府県においては、認可（変更）又は届出に係る審査や手続きの際、貴管下水道事業者及び水道用水供給事業者に対し、水需給計画、施設計画、財政計画が十分な客観性、合理性を有しているか等について適切な指導、助言をお願いする。また、水道事業計画の目標年度までの適正規模を踏まえた取水施設、浄水施設、配水施設の合理的な規模と配置の計画がなされ、過大すぎる施設を漫然と抱えることのないよう、適切な審査、助言をお願いする。これらの認可（変更）又は届出に係る必要な手続き等については、平成 23 年 10 月 3 日付けで改訂した「水道事業等の認可の手引き」において示している（以下の URL を参照）ので、参考にされたい。

http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/jouhou/other/dl/o10_1003_renraku4.pdf

② 事業評価の適正な実施について

水道施設整備事業の事業評価については、評価の実施に当たり、これまでに行われた評価制度の確実な定着と評価事例の蓄積がされてきたこと、また、総務省において毎年度実施している政策評価の点検の結果（客観性担保評価活動）や「公共事業の需

要予測に関する調査に基づく勧告（平成 20 年 8 月 8 日）」などを受け、平成 23 年 7 月に「水道施設整備事業の評価実施要領」、「水道施設整備費国庫補助事業評価実施細目」及び「独立行政法人水資源機構事業評価実施細目」を改正するとともに、水道施設整備事業の評価に携わる実務担当者がより適切、容易に事業評価を行えるよう、「水道施設整備事業の評価実施要領等解説と運用」を新たに策定している。また、事業評価制度に対して様々な意見が出されていることを受け、評価に当たっての費用対効果分析を「水道事業の費用対効果分析マニュアル」を改訂して内容の充実を図り、これを参考に評価を実施している。

一方で、総務省の公共事業に係る政策評価の点検においては、既に公表されている事業評価の費用対効果分析の結果が指摘の対象となり、評価内容を見直さなければならないケースも見られる。平成 25 年度の点検結果では、厚生労働省として 33 件が点検対象となり、そのうち 5 件が便益の計上方法が過大ではないかなどの指摘を受けている。引き続き事業評価の適切な実施と、実施過程の透明性の一層の確保・向上が必要であるので、十分留意されたい。

貴管内の水道事業者及び水道用水事業者に対しては、これら適切な事業評価の実施に係る指導、助言をお願いするとともに、再評価時期について遺漏なきよう周知願いたい。

また、平成 26 年度補正予算から創設された生活基盤施設耐震化等交付金に係る水道事業の評価は、水道施設整備事業の評価実施要領等ではなく、「生活基盤施設耐震化等交付要綱」に基づく評価の実施が必要となるので十分留意されたい。

③ ダム検証と今後の動き

国土交通省においては「できるだけダムによらない治水」への政策転換を進めるため、平成 21 年 12 月 3 日に「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」を設置し、検討が進められ、平成 22 年 9 月 27 日に「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」（以下「中間とりまとめ」いう。）が策定された。

http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/tisuinoarikata/220927arikata.pdf

中間とりまとめによると、各地方整備局等、水機構、都道府県が「検討主体」となっており、利水に関しては、検討主体から利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何 m^3/s が必要か、また必要に応じ、利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請がなされるとともに、代替案が考えられないか検討するよう要請がなされる。

現在、国土交通省所管ダム事業において検証作業が進められており、平成 27 年 1 月末現在、83 事業のうち、67 事業で検証が済み（46 事業が継続、21 事業が中止）、16 事業が検証中である。（国土交通省 HP 資料より厚生労働省水道課で集計）。

検証ダムに参画している水道事業者においては、検討主体から各種の要請がなされた場合において予断を持たずに検討するなど、必要な協力を実施するようお願いする。また、検討に当たっては、既得水利の合理化・転用の可能性、ダム事業（中止や撤退の場合も含む。）や代替案の実施に要する水道事業者としてのコスト比較などについて

ても、検討主体などと積極的に連携・調整を図るとともに、検証ダムのうち、本体工事に着手するダム事業においては、適切な水需要予測に基づく事業評価を実施し、水道水源開発施設整備事業の効率的な執行とその実施過程の透明性の一層の確保・向上を図るようお願いする。

(8) 鉛製給水管の適切な対策について

鉛製給水管中に水が長時間滞留した場合等には、鉛製給水管からの溶出により水道水の鉛濃度が水質基準を超過するおそれも否定できないことを踏まえ、厚生労働省では、平成 19 年に「鉛製給水管の適切な対策について」を通知しており、「鉛製給水管総延長をできるだけ早期にゼロにする」ことが望ましい。

平成 24 年度末の鉛製給水管の残存状況は延長が 6,310 km、使用戸数が約 371 万件（平成 24 年度水道統計より）となっており、減少延長は鈍化傾向にある。各都道府県におかれては、鉛製給水管が残存している水道事業者に対し、鉛製給水管使用者等への広報活動、布設替え計画の策定、布設替えの促進を図るとともに、鉛の溶出対策や鉛濃度の把握により、布設替えが完了するまでの水質基準の確保を図るよう引き続き指導をお願いする。

(9) 水循環基本法・水循環基本計画について

平成 26 年 4 月 2 日に「水循環基本法」が公布され、水循環に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため、内閣に水循環政策本部（本部長：内閣総理大臣）が設置された。法第 13 条では「政府は、水循環に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、水循環に関する基本的な計画（水循環基本計画）を定めなければならない」としており、現在、内閣官房水循環政策本部事務局にて、水循環基本計画の策定作業が進められている。

水循環基本計画の策定作業は、これまでに有識者意見聴取を行うなどして進められ、本年 2 月 5 日に水循環基本計画原案（たたき台）が示されている。今後、本年 3 月からパブリックコメントを経て本年夏までのできる限り早い時期に閣議決定される予定である。

水循環基本計画原案（たたき台）には水道に関する施策も含まれたものとなっており、水循環基本計画が策定された後は、国土交通省など関係省庁とともに本計画に基づき様々な施策の推進が図られることとなるので、その動向について注視していただきたい。

<水循環政策本部 HP> http://www.kantei.go.jp/jp/singi/mizu_junkan/

2. 水道計画指導について

(1) 水道の広域化について

人口の減少やそれに伴う水需要の減少、水道職員数の減少など水道を取り巻く厳しい社会状況に対応し、健全な水道事業運営を持続するためには、技術面、経営面の運営基盤を強化していく必要がある。水道事業の広域化はそのための有効な手段の一つとして考えられるため、水道事業者等においては、事業統合や管理の一体化、施設の共同化など連携形態にとらわれない多様な形態の広域連携について積極的な検討をお願いします。

また、都道府県においては、個々の水道事業者では解決できない課題や広域的に連携すべき事項についてリーダーシップを発揮した助言等を積極的に行い、水道の理想像の実現に向けて水道事業者等を牽引するようお願いします。

厚生労働省では、水道事業の広域化を促進するため、広域化の取組に関する手引きの作成等を通じた技術的支援を行うとともに、水道事業の広域化に関する財政支援を行っている。これらを積極的に活用することにより水道事業の広域化が進展することを期待する。

なお、広域的水道整備計画については、広域的な水道施設整備のほか、施設管理及び水質管理への取組、財政計画の作成等を定めたものであるが、市町村合併や水資源開発基本計画の改定等に伴い計画策定時と大幅な乖離を生じている又は目標年度を超過しても改定されていない計画が多数見受けられるため、適宜見直しをお願いします。

(2) 水道の官民連携について

水道事業に対しては、水道法による第三者委託制度、地方自治法の一部改正による指定管理者制度、PFI 法改正に伴う公共施設等運営権方式（コンセッション方式）の導入等の各種制度整備が図られており、各水道事業者においては、様々な官民連携の形態を活用することによって運営基盤の強化を図ることが期待されている。

このことから、都道府県においてもこの趣旨をご承知の上、運営基盤の強化に向けた検討が進むよう各事業者との連絡・調整を積極的に進めていただきたい。

厚生労働省では、平成 22 年度より、水道事業者等と民間事業者とのマッチング促進を目的とした「水道分野における官民連携推進協議会」を全国各地^{*}で実施し、毎回多くの水道関係者に参加いただいております。参加者からは大変有意義な意見交換ができたなどの声を多く聞いている。平成 27 年度も引き続き協議会を開催するので、官と民の交流の場として積極的な参加をお願いします。

※平成 22 年度：仙台市、さいたま市、名古屋市

平成 23 年度：広島市、福岡市、さいたま市

平成 24 年度：札幌市、郡山市、仙台市、盛岡市、大阪市

平成 25 年度：札幌市、東京都、大津市、高松市

平成 26 年度：東京都、新潟市、仙台市、福岡市

また、平成 26 年 3 月には、「水道事業における官民連携に関する手引き」を作成しており、従来の P F I 導入検討の手引き等を再編し、コンセッション方式の導入に

向けた内容の充実を図っているので参考とされたい。

政府の取組として日本再興戦略（平成 26 年 6 月閣議決定）において、コンセッション方式を活用した PFI 事業の案件数について、平成 28 年度末迄の上水道分野の数値目標が 6 件と設定されている。これをご承知いただくとともに、本件に関する検討にかかる状況報告や検討を進めるにあたってのご相談等がある場合には、水道計画指導室までご連絡願いたい。

厚生労働省では、平成 27 年度予算として、コンセッション方式を含む官民連携導入に向けた調査、計画作成等のための支援を用意しているところであり、詳細については同室までお問合せ願いたい。

(3) 水道事業者等への指導監督について

水道事業者等への指導監督については、水道法第 39 条の規定に基づき、平成 12 年度から水道事業の規模等に応じて国と都道府県が分担し、その業務を実施している。

厚生労働省では、平成 13 年度から厚生労働大臣認可に係る水道事業者等を対象に立入検査を実施し、需要者の安心・安全の確保に重点を置きつつ、水道技術管理者の従事・監督状況等、水道法に規定する事項の遵守状況、自然災害やテロ等危機管理対策の状況、中・長期的な視点に立った水道施設の効率的な更新、改良、耐震化の状況などを確認している。

平成 25 年度は、53 の水道事業者等に対して立入検査を実施した。検査の結果、文書による指摘を延べ 79 件、口頭での指摘を延べ 242 件行っている。

今年度は、57 の水道事業者等に対して立入検査を実施しており、その結果については、取りまとめの上、平成 25 年度の場合と同様に水道課ホームページで公表する予定としている。

については、都道府県においても上記の状況を御承知の上、管内水道事業者等への指導監督のより一層の充実をお願いする。

また、平成 14 年度より毎年度、厚生労働大臣認可に係る水道事業等の水道技術管理者を対象とした研修を実施しており、使用した資料については水道課ホームページに掲載してあるので、管内水道事業者等の水道技術管理者への研修などに活用されたい。

水道課ホームページ

「平成 26 年度水道技術管理者研修」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/tantousya/2014/index.html>

(4) 水道の国際展開への取組（水ビジネスの推進）

① 厚生労働省の取組

人口増加や経済発展を続けるアジア諸国において、今後、水需要の高まりが見込まれており、水ビジネスの成長性が国際的に注目されている。今後は、ODAによる協

力にとどまらず、日本の水関連企業が有する技術を海外市場において提供することによって、アジア諸国における衛生的な水供給の確保に貢献する。また、インフラシステム輸出戦略を踏まえ、日本の技術・経験をアジアの持続可能な成長のエンジンとして活用し、アジアの成長を日本の成長に確実に結実させるよう、日本の水道産業の国際展開を進めていく。

○日本企業の海外市場への売り込み

日本の水道産業の海外展開を支援するため、アジア諸国を対象として、平成 20 年度から、水道産業の国際展開推進事業を実施しており、民間企業及び地方自治体に参加する現地セミナーや案件発掘のための現地調査を実施し、日本の水道技術や企業を PRするとともに、相手国関係者との意見交換等を行っている。本年度は、ラオス、インドネシア、ベトナムの 3 ヶ国において調査等を実施した。来年度も実施する予定であるので、関心のある地方公共団体等におかれては調査等への参加をお待ちしている。

○日本企業や水道事業者が海外市場に参画できるようにするための枠組み作り

・官民連携型案件形成調査

個別のプロジェクト形成を支援するため、平成 23 年度から、地方公共団体と民間企業が共同で調査を行う、官民連携型の案件発掘調査を公募している。本年度はベトナム調査 2 件を採択した（地方公共団体は、北九州市、川崎市）。来年度も実施する予定であるので、地方公共団体として水道事業の海外展開を検討されている場合には、公募に参加いただきたい。

・水道関係機関とのパートナーシップの形成

日本企業や水道事業者による海外のプロジェクト情報へのアクセスや相手国担当機関や担当者との関係作りなどを支援する仕組みを構築するため、平成 23 年度から、アジア各国の水道協会と日本水道協会との協力関係をベースに、ビジネス展開に関するパートナーシップの形成に取り組んでいる。本年度は、日本水道協会全国会議（名古屋市）に合わせて海外水道フォーラムを開催し、海外水道関係者と意見交換を実施した。

② 日本経済再生本部及び経協インフラ戦略会議

日本経済再生本部は、平成 24 年 12 月 26 日の閣議決定により、日本経済の再生のための司令塔として内閣に設置されたが、平成 25 年 1 月 25 日の第 3 回会合において「我が国の世界最先端インフラシステムの輸出を後押しする」ことが決定され、実現に向けた具体的な検討のための関係閣僚会議として、同年 3 月 12 日に経協インフラ戦略会議が設置されている。同会議において同年 5 月 17 日に決定されたインフラシステム輸出戦略では、中小・中堅企業及び地方自治体のインフラ海外展開の促進を後押しする特定分野の 1 つとして「水」が取り上げられている。

③ 水分野の国際標準化

厚生労働省では、平成 23 年度から、水分野国際標準化戦略検討委員会水道部会を開催し、新たなビジネスモデルの検討、漏水防止や水質監視等に関する国際規格化の動きへの対応、水道技術資料の海外普及版(要約版)の策定に取り組んでいる。これまでに、水道施設設計指針 2012 の英語要約資料を作成しており、日本の水道技術を海外の水道技術者や政府関係者等への紹介に活用いただいている。入手を希望する場合は水道課まで連絡いただきたい。

3. 水道水質管理を巡る最近の状況について

(1) 水道水質基準等の見直し

平成 15 年の厚生科学審議会答申に基づいて、厚生労働省では常設の検討会を設置して、最新の科学的知見を踏まえた水質基準等の逐次改正の検討を行っている。

水道水の安全確保のためには、水質基準項目のみにとどまらず、幅広く汚染物質の監視を行うことが望ましい。そのため、各水道事業者等においては、引き続きその実態に応じて水質管理目標設定項目等についても監視を行っていただきたい。また、要検討項目について検査を行った場合には、当該検査結果を水質基準の逐次改正の検討に役立てるため、厚生労働省において例年実施している水道水質関連調査を通じてデータの提供をお願いする。

今般、内閣府食品安全委員会による最新の食品健康影響評価に基づき、本年 2 月 5 日に開催された第16回厚生科学審議会生活環境水道部会において、本年 4 月 1 日より水質基準項目のジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸の基準値を強化する（いずれも0.03 mg/L）こと、水質管理目標設定項目のフタル酸ジ（2-エチルヘキシル）、1,3-ジクロロプロペン及びオキシシン銅の目標値を見直すこと等が了承された。

また、検査法については、同部会において、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」（以下「検査方法告示」という。）に、フェノール類の検査方法に「固相抽出—高速液体クロマトグラフ—質量分析法」を追加すること及び検査で使用する標準原液について、計量法に基づく国家計量標準にトレーサビリティが確保されたものを用いることができるように改正することについて了承された。

(2) 水質事故・健康危機管理

① 飲料水健康危機管理実施要領

厚生労働省では、飲料水を原因とする国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理の適正を図ることを目的として、「飲料水健康危機管理実施要領」（最終改正：平成 25 年 10 月）を定めており、都道府県、水道事業者等に対して、健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理のより迅速かつ適正な実施を依頼するとともに、飲料水の水質異常などの情報を把握した場合には、厚生労働省へ連絡するようお願いしているところであり、改めて緊急時の迅速かつ適正な対応をお願いする。

本要領に基づく報告の大半は水道原水中のクリプトスポリジウム等の検出事例であるが、残留塩素濃度が低下する等の事故も発生しており、平成 22 年 7 月 23 日付け事務連絡「浄水施設における次亜塩素酸ナトリウム注入設備に関する留意事項について」に留意の上、消毒設備の適切な維持管理等、衛生対策の徹底について遺漏なきようお願いする。

② 「浄水処理対応困難物質」の設定について

平成 24 年 5 月に利根川水系で発生した大規模な断水を伴う水道水質事故については、水質基準項目であるホルムアルデヒドの基準超過が問題となったが、その原因物

質であるヘキサメチレンテトラミンは、水道法に基づく水質基準の項目にも、環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準の項目でも、あるいは水質汚濁防止法に基づく有害物質や指定物質（当時）にも該当していなかったが、浄水処理により水質基準項目となっている有害物質のホルムアルデヒドを生成するという物質であった。

このような事故の再発を防止するためには、ヘキサメチレンテトラミンと同様に浄水処理により副生成物として水質基準項目等を生成するような物質等を特定するとともに、それらの物質の水道水源への流入を防止する対策等を促すことが重要であり、その方策について検討してきた。本年 2 月 5 日に開催された第 16 回厚生科学審議会生活環境水道部会において、水質基準及び水質管理目標設定項目に該当しないが、通常の浄水処理により水質基準又は水質管理目標設定項目に係る物質のうち人の健康の保護に関する項目に該当する物質を高い比率で生成することから、万一原水に流入した場合に通常の浄水処理では対応が困難な物質を「浄水処理対応困難物質」として新たに設定することが了承されたことを受け、当該物質について、排出側での管理促進、水質事故把握の体制整備及びリスクの把握等を求める通知を発出予定であり、貴管下の水道事業者等に対する周知及び関係行政部局との連携につき特段のご配慮をお願いする。

③ 水質異常時における摂取制限等を伴う給水継続の考え方について

水道水は飲用のみならず、炊事、洗濯、風呂、水洗便所等に使用されるものであり、利用者の利便性の確保に加え、都市機能や公衆衛生の維持に不可欠なものである。

突発的な水質事故等により水質異常が生じた場合の対応については、「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成 15 年 10 月 10 日健水発第 1010001 号厚生労働省健康局水道課長通知）により示してきたところである。水道事業者等が同通知に基づく対策を実施するにあたり、近年の水質事故等の経験を踏まえ、水質異常時における摂取制限等を伴う給水継続の考え方について、慎重に検討を進めているところである。

④ その他の留意事項

水道水源における原水の水質検査等で水質異常が発生した場合には、環境部局に情報を提供すること等により、原因の究明等必要な対応をお願いする。農薬類については、平成 14 年から農薬取締法に基づく使用規制がかけられていることに留意し、原水から農薬類が検出された場合には、環境部局・農業部局と情報を共有し、関係部局による水道水源上流での農薬の不適正使用対策への協力をお願いする。

また、消費者庁関連法が平成 21 年 9 月 1 日に施行されたことに伴い、水道水の供給に起因して消費者安全法に規定する「重大事故等」が発生したことを把握した場合には、直ちに消費者庁へ通知するよう義務付けられたが、当該通知は厚生労働省において行うので、従前と同様、水道課への速やかな情報提供をお願いする。なお、厚生労働省では、消費者庁関連法への対応について、「消費者庁関連法の施行に伴う水道事故等に関する情報提供の徹底について」（平成 21 年 9 月 30 日付け事務連絡）を発

出しているので参考にされたい。

(3) 耐塩素性病原生物対策の充実

クリプトスポリジウム等の耐塩素性病原生物については、平成 19 年 3 月に策定した「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき、水道事業者等において対策が実施されている。

平成 9 年以降は、水道水中のクリプトスポリジウム等が原因と判明した感染症の集団発生は生じていないが、水道原水からは全国的に検出されており、また、凝集処理に問題が生じた結果、浄水から検出された事例や貯水槽水道から検出された事例もある。

平成 25 年 3 月末時点で、クリプトスポリジウム等の耐塩素性病原生物対策の実施状況としては、水道原水が耐塩素性病原生物に汚染されるおそれのレベルを判断していない施設が全体の 11%あり、また、水道原水が耐塩素性病原生物に汚染されるおそれがある施設（レベル 4 又はレベル 3）のうち 33%が対策を検討中と、対策の充実が急務となっている。

については、定期的に水道原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査を実施して水道原水に係るクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度を把握するとともに、汚染のおそれの程度を把握していない場合には、同指針に基づき、できるだけ早期に水道原水に係る検査の実施体制の整備等につき必要な措置を講じるよう、水道事業者へのご指導をお願いします。

また、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれのある施設については、濁度管理の徹底等の措置について遺漏なきようお願いするとともに、水質検査計画策定の際に、当該施設における水道原水のクリプトスポリジウム等の検査についても、水道法第 20 条第 1 項の水質検査に準じて当該計画に位置づけるようお願いしているところであり、引き続き対応方をお願いします。

(4) 水質管理の徹底

① 水質検査の信頼性確保

水道法に基づく水質検査は登録検査機関等に委託して行うことが認められているが、検査料金の行き過ぎた価格競争等により水質検査の信頼性への懸念が生じていることを受けて、平成 22 年度に「水質検査の信頼性確保に関する取組検討会」を設置し、水質検査の信頼性を確保するための取組に関する報告書を取りまとめた。現在、報告書に基づく以下の取組を行っているところである。

1) 水道法施行規則の改正

①水道事業者等が登録検査機関等に水質検査を委託する場合の措置の明確化、②登録検査機関が遵守すべき検査方法の明確化、③検査機関の審査時に必要な提出書類や保存すべき書類の追加等に関する水道法施行規則の一部改正を平成23年10月3日に公布、平成24年4月1日に施行された。水質検査の委託契約手続の適正化及び委託先の検査機関の監督並びに水質検査計画の策定に際し、

引き続き水道事業者へのご指導をお願いする。

2) 検査方法告示の改正及び妥当性評価ガイドラインの発出

水道水質検査において遵守すべき基礎的作業を明確化等するための検査方法告示の改正を行い、平成24年4月1日に施行された。また、水質検査の更なる信頼性を確保するべく、各検査機関が定める検査等の標準作業書の妥当性を確認する方法として、平成24年9月6日に「水道水質検査における妥当性評価ガイドライン」を、平成26年1月15日に本ガイドラインに係る質疑応答集を発出した。委託先の検査機関を監督するに当たり、本ガイドラインに基づく妥当性評価の実施状況を確認するよう、水道事業者へのご指導をお願いする。

3) 登録水質検査機関の指導等

登録水質検査機関は、水質検査の信頼性の確保のための体制の整備や水道法施行規則に定める検査方法による水質検査の実施等、水道法に定める規定を着実に履行し、検査方法告示や標準作業書に定める手順に従った水質検査が適切に実施されているかについて、日常の業務管理を行うことが重要である。そこで、平成24年度に「登録水質検査機関における水質検査の業務管理要領検討会」を開催し、平成24年9月21日に「登録水質検査機関における水質検査の業務管理要領」を通知した。

また厚生労働省では、従前から実施している外部精度管理調査に加え、平成24年度から、登録水質検査機関が行う日常の水質検査業務において、精度が確保された適切な水質検査が実施されているか確認することを目的とした日常業務確認調査を開始し、今年度も実施したところである。

改正水道法施行規則では水道水質検査を委託する自治体等においても当該調査等で受託者が適切な水質検査を行っているか確認するべきとされていることから、水質検査を委託する自治体等においても当省の取組を参考にされたい。

② 水安全計画の策定による安全確保

厚生労働省では、水源水質事故にみられるような工場排水の流入、浄水処理のトラブル、施設等の老朽化等、水道をとりまく様々なリスクが存在する中で、水道水の安全性を一層高めるため、水源から給水栓に至る統合的な水質管理を実現する手段として、世界保健機関（WHO）が提案している「水安全計画」の策定を推奨しており、平成20年5月には「水安全計画策定ガイドライン」を策定し、平成23年度頃までを目途に水安全計画を策定又はこれに準じた危害管理を徹底することが望ましいとして、水道事業者等や関係行政部局に周知してきた。

水安全計画は、水源から給水に至る水道システムに存在する危害を抽出・特定し、それらを継続的に監視・制御することにより、安全な水の供給を確実にするシステム作りを目指すものであり、水源のリスクの把握はもとより、把握したリスクに対応した施設・体制であることの確認、関係マニュアル類の見直し事項や施設整備に必要事項を抽出することが可能となるものであり、平成25年3月に策定された「新水道ビジョン」においても、水源事故対策として、統合的アプローチによる水安全計画の策

定を推進する旨、記載されているところである。

しかしながら、平成 25 年 3 月末時点での上水道事業及び水道用水供給事業の水安全計画の策定状況を調査したところ、策定済の事業は 11%、策定中の事業は 6%にとどまっている。また、水安全計画を策定していない水道事業者等の中には、過去、水質事故に見舞われているにもかかわらず事故対策マニュアルが整備されていない水道事業者が多数存在していることが明らかになっている。

厚生労働省においては今年度、中小規模の水道事業者等を念頭に、水安全計画作成支援ツール・簡易版の開発を行っているところであるが、未策定の水道事業者等においては、できるだけ早期に水安全計画の策定又はこれに準じた危害管理を徹底による安全な水供給の確保に向けての検討を進めるようお願いする。また、策定済の水道事業者等においては、水安全計画が常に安全な水を供給していくうえで十分なものになっているかを定期的に確認し、必要に応じて改善を行うようお願いする。

(5) 貯水槽水道について

平成 13 年の水道法改正により、水道法第 14 条に基づき、水道事業者が定める供給規程の要件として、「貯水槽水道が設置される場合においては、貯水槽水道に関し、水道事業者及び当該貯水槽水道の設置者の責任に関する事項が、適正かつ明確に定められていること」が追加された。各水道事業者においては、必要な規定を定めるとともに、直結給水方式の推奨や貯水槽水道設置者への適切な助言等を含め、独自の取組が実施されているところである。

また、平成 25 年 4 月 1 日から「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 23 年法律第 105 号）により、簡易専用水道の係る指導権限が都道府県から一般市に移譲されたところである。

簡易専用水道の管理の検査受検状況は、平成 24 年度は 78.7%であり、近年は 80%前後で推移している。簡易専用水道の検査において指摘のあった施設の割合は 26.2%であり、特に衛生上問題があったために報告された割合は 0.5%であった。

また、小規模貯水槽水道（貯水槽の有効容量が 10m³ 以下のもの）の検査受検状況は、平成 24 年度は 3.2%であり、近年は 3%前後で推移している。小規模貯水槽水道の検査において指摘のあった施設の割合は、29.3%であり、特に対策の充実が急務となっている。

厚生労働省では、更に管理の適正化を図るため、「貯水槽水道の管理水準の向上に向けた取組の推進について」（平成 22 年 3 月 25 日付け健水発 0325 第 6 号、第 8 号）を発出し、貯水槽水道の所在地情報を定期的に更新するとともに、水道事業者に対し衛生行政部局から貯水槽水道の所在地の情報提供等の協力要請があった場合には所要の協力を行うようお願いしているところであるが、都道府県等の担当部局におかれては、水道事業者と連携しつつ、貯水槽水道の設置箇所の把握や設置者に対する指導等を推進するよう引き続き特段の配慮をお願いする。また、移譲先の市において円滑に事務が執行されるよう、市移譲先部局と情報を共有するなど積極的な連携体制を図るとともに適切な助言を行うよう、引き続きよろしくお願いする。